

学校運動部活動に対する 保護者の関与に関する分析枠組の検討

—運動部での体罰発生との関連に着目して—

A Study of Examinations of Analytical Frameworks regarding Parental Involvement in School Athletic Club Activities

—Focusing on Relationships with Regard to Occurrences of Corporal Punishment in Athletic Clubs—

村本 宗太郎 松尾 哲矢
MURAMOTO Sotaro MATSUO Tetsuya

Abstract

The problem with corporal punishment that occurs during athletic club activities is an important issue in youth sports in Japan. Until now, members and coaches have been the focus of attention in the issue of corporal punishment in athletic clubs. However, the parents of the members may also be heavily involved in this issue. The purpose of this study is to focus on parents who are important in these athletic clubs, to examine both the relationships between the parents and the athletic club, and the parents' involvement in them, and also to develop an analysis framework for the occurrence of corporal punishment in these clubs.

In this study, we considered the content of previous studies of the relationships between the athletic clubs and the parents as well as the problems, we organized the relationship between the athletic clubs and the parents, and we presented an analysis framework. The results of the examination identified the following aspects regarding the parents first, "Parents [who are] actively involved in the athletic clubs", second, "Parents who decide the position[s] of [the] coaches", third, "Parents who adhere to the child-first priority", and fourth, "Behavior of parents regarding the athletic clubs." It was suggested that these aspects of parents may be among the reasons for the occurrence of corporal punishment in athletic clubs.

Key words: Athletic Club Activities, Parents, Involvement, School, Corporal punishment

1. 緒言

1. 問題意識

現在、我が国において青少年が日常的にスポーツ活動に親しむことができる場として、中学校や高等学校（以下「高校」とする）における学校運動部活動（以下「運動部」とする）を挙げることができる。運動部の有用性について文部省（現：文部科学省）（1998）は、「運動部活動は生徒のスポーツ活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。」（文部省 1998：115-116）としている。2017年に提示された中学校学習指導要領では、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」（文部科学省 2017：126）とする言及がみられ、国が生徒たちにとって運動部の活動が有用であることを認めている。

しかし、運動部は多くの問題を抱えている。運動部における代表的な問題の一つとして指導者から部員に対して行われる体罰問題を挙げることができる。運動部における体罰問題は長年にわたり発生しており、問題が発生するたびにマスメディアや競技団体から問題視されながらも現在もなお繰り返されている。学校教育における体罰行為は、学校教育法第11条により禁止が明文化されており、運動部における体罰についても、「部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみで固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。」（文部科学省 2013、下線部は筆者による加筆）と当然禁止されるものと指摘されている。スポーツ界における暴力の問題としては、2013年に公益財団法人日本体育協会（現：日本スポーツ協会）を中心に、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」が発表された。同宣言中では、「指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体および組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。」（日本体育協会他 2013）とされ、スポーツ界からの暴力行為の根絶と根絶に向けた責務が宣言された。しかし、その後も運動部における体罰は後を絶たず、体罰が根絶されたとはいえないのが現状である。運動部における体罰問題の解決は、我が国の青少年の健全な人格形成や教育、およびスポーツ界発展のために重要な課題であるといえる。

運動部における体罰問題に関し、2021年8月に鹿児島県の高校女子バレーボール部において、指導者が自身の指示通りに部員が声掛けをしていなかったことを理由として、部員の顔に複数回平手打ちをする体罰を行っていたことが明らかにされた。本事案は、運動部内で指導者から部員に対して体罰が行われたものであり、問題当事者として部員および指導者がまず想起される。しかし、本事案について南日本新聞（Online）は、「指導者だけでなく、勝利へ向けた『厳しい指導』を要求するあまり、体罰を“黙認”してきた保護者の意識も見え隠れする」（南日本新聞

Online、下線部は筆者による加筆)として、運動部内での体罰発生について部員と指導者ばかりに視点を向けるのではなく、保護者も関係していることを指摘している。

同事案について同記事内では、運動部内における体罰を「劇薬」と表現しながら、運動部内での体罰発生と保護者の関係について以下のように指摘している。

「なぜ体罰が許される土壌が残るのか。ある高校の指導者は『保護者による、過度な部活への介入』を挙げる。『練習時間を短くしたり、厳しい言葉を発しなかったりすると、保護者から『あの先生はやる気がない』というレッテルを貼られる』と明かす。『もっと厳しい指導を』と要求され、『保護者が学校OBを連れてきて指導に入った例もあったと聞く』と話した。『体罰は劇薬』とも口にする。同じ目的へ向かう集団をつくるのに、手を上げるのが『手取り早い』。強豪校ではその傾向が強まり『勝つために体罰は必要なもの』との意識が、選手や保護者に広がりやすいという」(南日本新聞 Online、下線部は筆者による加筆)

同記事内では運動部における体罰発生に関して保護者が、指導者の評価、練習への要求、介入を行っており、それらの言動が運動部内で体罰が許される土壌への一因であることを指摘している。

運動部における保護者の立場は活動を行う上で重要な存在とされている。スポーツ庁(2018)は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」における「4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」の中で、「地域との連携等」として「都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。」(スポーツ庁 2018: 7、下線部は筆者による加筆)として、運動部の保護者は活動を支援するパートナーであり、活動について理解と協力を得ることが重要となることを指摘している。

以上の内容から、運動部の体罰問題に関し、これまで運動部当事者として着目されてきた部員と指導者だけではなく、部員の保護者にも視点を向け運動部における体罰発生要因への保護者の関与を検討することは今後の運動部における体罰問題を検討していく上で重要であるといえる。

2. 本研究の目的

本研究の目的は、運動部において重要な存在とされる部員の保護者に着目し、保護者と運動部との関係および、保護者による運動部への関与の様相について検討し、運動部における体罰発生に関する分析枠組を提示することである。具体的には運動部と保護者の関係および問題について言及した先行研究の内容を考察し、運動部と保護者の関わりを整理したうえで分析枠組を提示する。

現在部活動は変革期を迎えており、2023年には地域部活動が開始されるなど、これまで学校内部で行われてきた部活動と学校外部との連携がこれまで以上に求められる。そのような状況下で、学校の外部に位置しながら、運動部との関わりを求められる保護者の、運動部に対する関与を検討することは今後の部活動のあり方を検討するうえでも、運動部における体罰根絶を検討するう

えでも重要な視点となり社会的意義があるといえよう。

II. 運動部における保護者の関与に関する先行研究の検討

1. 方法

本稿では、運動部と保護者の関係および問題について言及した先行研究について、以下のよう
な手順で分析を行った。

- 1) 保護者と運動部との関係および、保護者による運動部への関与の様相という点から先行研
究の調査および検討結果を精査する。
- 2) 得られた言説の共通性に着目し、共通にみられる様相として整理・検討する。
- 3) 分析する際、運動部全体の運営体制や運営方針、運動部という場を主に構成している指導
者、部員、他の保護者との関係および関与という視点から分析する。

2. 結果

1) 運動部に積極的に関与する保護者

運動部と保護者に関する先行研究を検討した結果、まずみられたのが「運動部に積極的に関与
する保護者」という様相である。運動部の活動の中心は、スポーツのプレーに直接関わる部員で
ある生徒と指導者である教員である。彼らは部活動の場面以外でも学校内で生活をしていること
から学校内部に位置する存在といえる。一方、保護者は部員・指導者と比較すると日常的に学校
内にいるわけではなく、日常的に運動部の活動に参加しているわけでもない、学校および運動部
外部に位置する存在である。しかし、先行研究の結果から、保護者は運動部外部にありながらも
きわめて運動部内部の存在であると認識することができる指摘がみられた。以下の項では「運動
部に積極的に関与する保護者」に関連した要素について検討を行う。

① 保護者の属性

部活動の保護者の属性に言及した研究として、中澤（2014）、古川・間野（2021）の研究がみら
れた。中澤（2014）は部活動の保護者について、「新自由主義的な流れにおける『消費者』の側面
と、参加民主主義的な流れにおける『協働者』の側面を併せ持った存在」（中澤 2014：205）と著
し、古川・間野（2021）は、「保護者は子どものスポーツにおいては唱道者かつ資金提供者」（古川・
間野 2021：152）と指摘している。両研究での保護者の表現は異なるものの、部活動における保
護者の属性について一定の共通性を見出すことができる。すなわち、部活動を支えるサポーター
としての属性と、外部から運動部のあり方について主張をして影響を与える属性である⁽¹⁾。

先述したように運動部の活動の中心は、実際にプレーをする部員と指導を行う指導者である。
一方保護者は、立ち位置としては学校外に位置しながらも運動部の活動の中心部に位置してい
るように、時に運動部を支えるサポーターとして、時に運動部のあり方に主張をする存在として、
指導者および部員に対して強い影響力を及ぼしている様相が看取された。

② 優位な立場からの影響

運動部に積極的に関与する保護者像が成立する背景として、保護者が学校に対して優位な立場にあり、影響を与える存在であることが推察される。この点について中澤(2008)は、学校に従属的であった保護者が1980年代以降、主体的な態度をとるようになり、教育の受益者として学校教育に関わるようになったことに言及している。中澤(2008)はさらに、「学校という制度はその受益者によって、チェックされ、作りかえられてゆくべき存在」(広田 2004: 42)となり、保護者と学校の間には現在では保護者が優位な立場となる関係が成立していることについても指摘している。

教育の受益者として学校に対して主張を行うようになった保護者は、学校教育の一環である運動部に対しても主張を行うようになり、学校に対して優位な立場にあることから運動部の活動内容に対しても強い影響力をおよぼすこととなった。保護者の運動部に対する影響については、「保護者は、多義的な概念である『地域』空間の中で(殿岡, 2004)生徒を通して学校や部活動へ強いかわりをもつ」(中澤 2008: 82)とする指摘や、「過去においても、ましてや現在においても、その影響力は増すばかりである」(新保・高根 2010: 244)とする指摘、「運動部活動の成立に影響を与える保護者の影響力が、目に見える以上に増幅されているのである」(中澤 2014: 267)とする指摘からその様相を看取することができる。

③ 重要なパートナー・共同体としての保護者

運動部に対して優位な立場から強い影響力を有する保護者であるが、新保・高根(2010)の「保護者の協力なしには成立しえない部活動の現状がそこにある」(新保・高根 2010: 244)とする指摘にみられるように、指導者にとって保護者は単に運動部の活動に主張をするだけの存在ではなく、運動部の活動を支える重要なパートナーであり、共同体としての側面も有している。この点について、成田(2018)は、「練習相手や保護者にも丁寧に関わることで様々な面で応援してもらえたり、支えてもらえたりすることもあるのではないか」(成田 2018: 61)、「普段の練習や大会会場への送り迎えをしていたり、昼食を用意していたり、練習着を洗濯していたりと、家庭によって違いはあるかもしれないが様々な面で部員をサポートしていることが推察される。保護者の支えは部活をする上で非常に大きい存在である」(成田 2018: 59)と指摘し、指導者にとって円滑な運動部運営のために重要なパートナーとしての保護者像を示している。それ以外の運動部運営について、「女子バレーボール部の保護者は、保護者会を組織し部費の徴収・管理や備品の購入を行っていた」(中澤 2008: 135)や、「保護者は指導面での補助も行った」(中澤 2008: 131)という様相が指摘されるように、保護者は運動部外部にありながら運動部運営における役割を受け持ち、積極的に支える態度で運動部に関与を示している様相が看取された。

重要なパートナーだけにとどまらず、「保護者も部員や先生と一緒に戦っている存在」(成田 2018: 59)と表現されるように、指導者と保護者の関係が運動部を運営し導いていくひとつの共同体として成立している様相も指摘されている。しかし、パートナーおよび共同体という表現に

みられる、きわめて親和的な両者の関係について、元永（2020）は、「劣に報いるために、保護者は弁当を用意し、お茶を出す。下へ置かれない扱いをされるうちに、勘違いする監督やコーチも出てくる。そこに、暴力を生み、許容する土壌ができる」（元永 2020：77）と指摘し、保護者と指導者の関係によって体罰発生が成立する危険性も生起するものといえる。

④運動部への圧力と期待

運動部における保護者は指導者にとって運動部運営におけるパートナーであり共同体という協力的な側面がある。しかし、先述したように運動部に対して主張をする保護者像についても先行研究では多くの言及がみられた。それは、運動部の活動のあり方として指導者に対する圧力としての主張や、運動部に対する期待に関する主張である。

指導者に対する圧力について着目すると、平成29年度運動部活動等に関する実態調査報告書において、指導者にとっての部活動に関する課題や悩みとして、「保護者の理解不足・過熱」が中学校全体では22.9%、（公立：23.5%、私立：13.8%）、高校全体では9.5%（公立：8.6%、私立：12.2%）という結果が示されている。運動部に対する保護者の過熱に関して、長澤・松本（2017）は、指導者が保護者からの「練習内容や方法等への必要以上の口出し、生徒への必要以上の口出し、保護者同士の揉め事等の人間関係についてやりにくいと感している」（長澤・松本 2017：129）ことを明らかにしている。また指導者にとって負担となる圧力として、運動部の練習日程を減らしたことに對して「保護者がこれに『土曜日まで家にいてもらっては困る』と反対した」（鳥沢 2017：62）とする指摘や、「父兄より年齢が下だけに、相手も言いやすい。なめられやすい。そのために、とんでもないことを言われることも多く、ストレスが溜まる一方」（田尻 2018：73）とする指摘、「多くの保護者は部活動が『必要である』と答え、保護者会を組織して運営に積極的に参加している一方で、『保護者の期待の加熱』に悩む顧問教師もいる」（中澤 2008：131）とする指摘もみられる。

指導者に対する圧力としての強い要求を行うことだけでなく、「保護者をはじめ地域社会から寄せられる過度な期待」（矢島 2014：163）という表現がみられるように、保護者は運動部の活動に対して様々な期待をしており、それが運動部への主張に表れていることに言及した研究もみられた。保護者が期待する運動部のあり方については、中澤（2008）の、「部活動の特長として、放課後に学校でそのまま行える地理的な利点、そして廉価に活動できる経済的な利点を挙げた」（中澤 2008：85、下線部は筆者による加筆）、「部活動で行われる運動やそこから派生してつくられる人間関係などに価値がある」（中澤 2008：85）、「学校教育制度との整合性を挙げた。保護者はスポーツだけでなく子どもの教育も大切だと語り、部活動がその両立を可能にさせるというのである」（中澤 2008：85、下線部は筆者による加筆）とする指摘に保護者の期待を把握することができる。すなわち、保護者は自身の子どもにスポーツを可能であれば安価で行わせ、活動を通じた運動や人間関係という価値を享受してほしいという期待を有している。さらに運動部という場合は、近隣の学校で行われるという地理的な利点や、スポーツと教育との強い連動を見込むことのでき

るきわめて優れた環境であるといえるため、保護者は運動部の活動に対して自然と多くの期待をもち、それが要求という形で表れてしまう様相が推察された。

⑤ 部員に対する影響

保護者が積極的な関与を示すのは指導者だけではなく、子どもである部員たちに対しても強い影響を与えていることが示唆された。この点について大学運動部員の運動部での動機づけへの保護者の影響について検討した中須賀ら(2021)によると、保護者は部員の意識や行動を規定する存在であるとされている。保護者が部員の意識や行動を規定するという背景には、部員が運動部で活躍する姿をみせることで自身の保護者を喜ばせたいという意識を有していることが関係する。この点について中須賀ら(2021)は調査結果から、運動部の部員が、自身の努力する姿を親が認めてくれることや喜んでくれることは部員にとっての自信につながることで、反対に「期待するがゆえに芳しくない結果(試合での敗北、ミス、失敗など)に対して落胆する保護者の姿は、選手の競技に対する不安を助長させることにもつながる可能性がある」(中須賀ら 2021: 102)ことを明らかにしている。部員の成功は保護者の喜びにつながり、失敗は落胆につながることを部員は認識しており、保護者の反応が部員のプレーにも影響を与えていることが推察される。

2) 指導者の立場を決める保護者

次に、「指導者の立場を決める保護者」が導出された。これは運動部の保護者が、指導者に対して積極的に関与する行動を起こし、結果として運動部内における指導者の立場を決めることにつながる様相である。保護者から指導者への要求については「近年は、保護者からの要望が多く、要求も高い」(猿橋 2020: 112)とする指摘にみられるように、多くの運動部において指導者は保護者から強い要求を受けている立場にある。保護者の要求の内容としては、「レギュラーとか、ベンチ入りかすべてという人が多すぎますよね。第一声で『いくら払えば背番号くれるんだ?』と言われたことがあります」(田尻 2018: 76)や、「ベンチ入りメンバーから外れる。現実に直面したそのショックたるや、相当なものだと思います。実際に親御さんから『監督をうらみます』とか『心の整理がつきません』と聞いたことがあります」(元永 2019: 61)とする部員の待遇に関する内容が認められた。

保護者からの要求について、指導者は強い負担を感じている様相も明らかにされている。安藤(2018)の研究では、運動部指導者の心理的負担感について「対保護者関係」が挙げられている。指導者の心理的負担の内容としては、クレーム(指導方法、選手起用、様々、態度)、非協力態度、意思疎通(気持ちの伝わらなさ、考え方の不一致)、トラブル(対保教師、対保護者)、身動きのとれなさ、対応という結果が挙げられている。長澤・松本(2017)の調査結果では、保護者との関係でやりにくさを感じていると回答した指導者の割合は35.2%であり、具体的なやりにくさとして、「必要以上の口出し」、「人間関係」、「保護者との考え方の相違」等が挙げられていることが示されている。長澤・松本(2017)は、指導者から保護者への要望についても調査を行い、保護者

への要望があることに「はい」と回答した指導者の割合は53.7%であり、具体的に「必要以上に干渉しない」、「保護者の応援」、「家庭（保護者）の協力」、「保護者の成長」等が挙げられていたことを明らかにしている。以上の内容から、指導者は保護者からの運動部の活動に対する必要以上の要求について負担として捉えており、一方で運動部の活動に関し保護者からの応援や協力は求めている様相がみられた。

ここまで保護者から指導者への要求に関する内容に着目したが、指導者と保護者間においては「指導者との信頼関係構築と擁護」という様相も導出された。「指導者との信頼関係構築と擁護」とは、指導者が保護者からの運動部に関する要求を受け入れる、もしくは達成していくことの積み重ねにより、保護者と信頼関係を構築し、その結果として保護者は信頼する指導者の活動を擁護しようとする様相である。

指導者と保護者との信頼関係の構築については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁 2018）で運動部運営に関して、「保護者の理解と協力を得ること」として複数回言及されており、運動部の運営を行う上で保護者の存在が重要であることが示されている。保護者との関係構築に関してスポーツ庁（2018）は、「長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要」（スポーツ庁 2018：14）とも示しており、日本部活動指導研究協会（2020）も、「保護者との信頼関係を構築する方法としては、年に何回かおこなわれる各種の保護者会に同席したり、大会等で見学に来た保護者と話をするなどが考えられる」（日本部活動指導研究協会 2020：111）として、指導者が保護者会へ参加することや、保護者との対話を行うことを通して、運動部の活動に関する理解と協力を保護者から得、両者の間に良好な関係構築を行うことを推奨している。さらに、「教師が生徒に『体罰』与えた（原文ママ）としても、父兄との『飲み会』で『子どもさんの話し』をすることで、子どもとその家庭の理解を深めるとともに、『父兄』からの教師に対する『信頼』が醸成されていくことへの期待が読み取れる」（新保・高根 2010：246）とする指摘にみられるように、保護者会以外の飲み会のような場を設け、保護者と対話することで信頼が構築されていく様相が指摘されている。

以上のような過程をふまえながら指導者と保護者との信頼関係が強固に構築されると、良き理解者としての保護者を増やすことが、部活動指導を円滑に進めるひとつの方法となる（日本部活動指導研究協会 2020）とする指摘にみられるように、保護者は当該指導者による運動部の指導体制について理解者となり、擁護者としての役割を積極的に果たそうとする。その結果、本来禁止されているはずの体罰が、指導者による指導の一環として受容されていく構造が成立していくことが推察される。この点について、「野球部OBの保護者のひとは、私にこう言った。『熱心に指導してくれる、いい監督さんやっつんです。暴力は悪いことなんでしょうけど、やっぱりダメなんでしょうか。』（元永 2020：210）とする言説や、「B教師と比較して約40年前に部活動を指導していたA教師は、保護者の『体罰を与えてもよいからきちんと教育をしてほしい』という思

いがその基盤にあったと考えられる」(新保・高根 2010:245)とする言説から様相を推測することができる。他にも飯田(2020)の、「部活動やスポーツチームなどの指導者による暴力の背景には、保護者の存在や影響も無視できません。良い成績を残させてあげたいと思うあまり、長時間練習や行き過ぎた指導を容認し、さらにはそうした指導を指導者に強いることすらあります」(飯田 2020:48)とする指摘や、「保護者は、その顧問の汚い言葉を『厳しい指導』『熱のこもった指導』と礼賛する。指導者は勘違いし、さらには拍車がかかる」(山田 2019:18)とする指摘にみられるように、指導者と信頼関係を構築した保護者は、指導者による指導体制を擁護し、体罰を交えた指導を要求してしまう様相が看取される。

一方で指導者と保護者との間の信頼関係が構築されていない場合には指導者の立場を危うくすることもありうる。例えば運動部での体罰が裁判に発展した事案について検討した村本(2018)の研究では、運動部の指導中に体罰を行った指導者が、部員や保護者との間に信頼関係が構築されていたので自身の行っていた行為は指導であり、体罰ではないと主張している。しかし、当該事案における指導者は信頼関係の構築を理由に自身の暴力行為を指導の一環として認識していたが、当該事案では部員も保護者も指導者による行為を指導としてではなく体罰として捉えており、関係の認識に齟齬が生じていた結果、裁判へと進展したともいえる。(村本 2018) また、日本部活動指導研究協会(2020)は、「保護者との信頼関係は、部活動を円滑に運営する上での重要な基礎になる」(日本部活動指導研究協会 2020:111)としながら、「時には熱心な保護者が、部活動の内容の詳細について学校に問い合わせることがある。保護者によっては、練習内容やレギュラーの決め方に納得がいかず、顧問や指導者を辞めさせてほしいと訴えることも、事例としてはよくあることである」(日本部活動指導研究協会 2020:111)として、保護者が指導者に対する不満を理由として、指導者を辞めさせようとする行動が頻繁に起きることを指摘している。

以上の内容から、運動部において指導者は、保護者から様々な理由に基づいて強い要求を受け、それが指導者にとっての心理的な負担となっている様相が明らかとなった。しかし、指導者が保護者からの要求に応え続けることで両者間には信頼関係が醸成されるようになる。両者間の信頼関係が構築された場合、指導者にとっての保護者は自身の指導体制の理解者であり、擁護者ともなる非常に心強い存在となることが示唆された。しかし、信頼関係が構築されていない場合は、保護者によって指導者の立場を迫られる可能性もあることが示された。つまり、指導者にとっての保護者は両者の関係次第で、運動部運営が安定にも不安定にもなる、「指導者の立場を決める保護者」の様相を看取することができる。

3) わが子主義へと陥る保護者

次に、「わが子主義へと陥る保護者」が導出された。これは運動部の保護者が、わが子である部員にとって利益となることを最優先の意識として、実際に行動をする様相である。ここでの「わが子主義」とは、鳥沢(2017)によるもので、保護者がわが子である部員に対して、「近視眼的になり、わが子しか見えなくなる、わが子さえよければいい、という保護者の態度や考え方」(鳥

沢 2017: 184) である。この様相について田尻 (2018) も、「自分の息子が一番一。いくらきれいごとを言っても、これが親たちの本音だ。息子がレギュラーになるため、ベンチに入るためなら何だってする」(田尻 2018: 267) と指摘し、わが子である部員が運動部内で活躍するためであれば労をいとわない保護者の姿が指摘されている。

保護者が「わが子主義」に陥る背景には、運動部の活動の結果として得られる様々な効果を考えることができる。文部科学省が部活動の意義や効果について言及していることから、運動部の活動には正課教育とは異なる効果があり、保護者それぞれが運動部の効果について期待を有している。この保護者の運動部の効果への期待について中澤 (2014) は、部員の保護者は、運動部活動やスポーツで、人間関係や勝つ喜びを得ることができることを期待していることを指摘している。

運動部で得られる効果に対する期待が過度になりすぎると「わが子主義」に陥ってしまうことが推察できる。「時折目にするのが、親の過干渉です。たとえば、コーチや監督の指示がないのに親が勝手に飲食を与えたり、着替えも自分でできるのに親が手伝ったり、子どもの荷物を親が持ったりするなど、親の行きすぎた行為がしばしば見られます」(山田 2019: 155) という様相や、「子供に対する大きな期待で、子供のスポーツ活動に『入れ込んで』しまっている親、特に父親は、我が子のふがいない動きに失望し、『どうしてできないんだ』と怒鳴ったりしがちです」(永井 2003: 113) という様相がみられるのは、自分の子どもである部員にしか視線が向かなくなる「わが子主義」の保護者が運動部において存在していることを示唆している。

「わが子主義」である保護者は、人間関係の面での軋轢を起こしやすい可能性も示唆されている。例えば、「わが子かわいさのあまり、ベンチの上から相手チームにヤジを飛ばす親がいた」(田尻 2018: 57) という相手チームのことを考えない行動をとることもトラブルになる可能性を有しているといえる。またこれまでの指摘にもみられたように、運動部内で問題があり、問題の当事者がわが子であれば保護者は即座に解決のための行動を起こしている。この点について島沢 (2017) は「あとで親に言ったら、めっちゃ怒られました。知らせてくれたら抗議して顧問を替えてもらったのに、なんで言わなかったの？って責められました」(島沢 2017: 98) と部員の発言を紹介している。しかし、わが子を保護しようとする保護者の行動について部員本人は、「そんなふうに分の親が騒ぐだらうっていうのも予想してたんで。自分が騒動のきっかけにはなりたくなかった」(島沢 2017: 98) と発言し、運動部外部である保護者に運動部内で目立ってほしくない部員の本音も紹介されていた。

保護者が部員のために行動するのは部員らが「現役」である時ばかりではない様相もみられた。「厳しい受験戦争に我が子を晒したくないという親心は理解できます。それを得意なスポーツで切り抜けられるならと考えるのも無理からぬこと」(永井 2003: 136) という指摘にみられるように、スポーツ推薦入試で子どもの進学が有利になることを目論む保護者の意識や行動が存在していることも示唆されている。

以上にみられる「わが子主義」が生起する背景について、中谷 (2021) は、現在の子どもたち

は「保護され、愛されるべき存在」であり、「愛情を注ぐ対象としての子ども」という子ども観が浸透し「子ども中心」「子どもの気持ちを尊重する」という現代社会が尊重する価値観を形成してきたことを指摘している。その結果、運動部外部から内部へと進出し、愛情を注ごうとする保護者の存在が示唆された。

4) 運動部をめぐる保護者間の行動

最後に、「運動部をめぐる保護者間の行動」が導出された。これは運動部の保護者が、運動部に関連するそれぞれの思惑の下に保護者集団を形成し行動する様相である。この様相について田尻(2018)は、保護者が集団となって部や学校に対して要求をする保護者の姿を挙げ、「ひとりでは言えないので、親同士で徒党を組むことも多いです。ウチなんか少しでも厳しい指導をすると、親たちが校長室に殴り込むということもありましたから」(田尻 2018:74)と指摘する。この田尻の例では、保護者が同一の要求をするために一丸となり行動を起こしている様相であるが、保護者間でも運動部に対する意識が異なることでトラブルが起りうることも指摘されている。

元永(2019)は、「父母の間でも、いくつかのグループができて、控え選手の親は隅の方にいることが多い」(元永 2019:65)とし、部員の運動部内での立ち位置によって、保護者の中でも運動部内での立場が異なっていることを指摘している。前述したとおり、保護者は自身の子ども(部員)が運動部内で活躍するために様々なサポートを行い、時に指導者や学校に対して要求を行っている。その結果、「実はグラウンド内同様、グラウンド外でも親同士による“レギュラー争い”が起きている。いかに父母会の中で派閥を作り、権力を握ることができるか」(田尻 2018:267)といった状況が生起している。保護者間での人間関係の対立が発生した際には指導者もその状況に巻き込まれることがあり「保護者同士の揉め事等の人間関係についてやりにくいと感じている」(長澤・松本 2017:129)ことも指摘されている。

「運動部をめぐる保護者間の行動」は、保護者が運動部内で時に団結して行動を起こし、時に保護者間で対立をする様相であるが、運動部における体罰問題の発生時にこの行動は「指導者の立場を決める保護者」と関連しながら生起することがある。例えば2012年に発生した、大阪市立桜宮高校男子バスケットボール部で主将であった生徒が指導者からの体罰を理由に自殺をした事件において「処分が下される前、保護者ら1100人の『有志』が市教委に、顧問への寛大な処分を求める嘆願書を提出していた」(J-CAST ニュース 2013)ことや、「保護者達は、加害者の無罪を訴える署名集めに奔走した」(山田 2019:35)とする指摘もみられるように、保護者間の思惑が一致した際には運動部外部にありながら運動部内部に立ち、指導者を守ろうとする行動が実際にみられている。

III. 分析枠組の検討

1. 保護者の関与した運動部の構造

ここまで運動部と保護者の関係および問題について言及した先行研究を検討し、運動部と保護

者に関する考察を行った。その結果、運動部に対する保護者の関与について、「運動部に積極的に関与する保護者」、「指導者の立場を決める保護者」、「わが子主義へと陥る保護者」、「運動部をめぐる保護者間の行動」が導出された。次に、保護者の関与のあり方を踏まえた運動部の構造について分析枠組の検討を行う。

スポーツにおいて、プレーヤー・指導者・保護者を含めた人間関係の全体像を示した研究として松尾(2021)の指摘を挙げることができる。松尾(2021)は、日本スポーツ協会が推進するプレーヤーズセンタードのあり方について言及しており、プレーヤーズセンタードとは、「プレーヤーを中心にしながら、それを取り巻くアントラージュ自身のWell-being(良好・幸福な状態)を意識しながら、プレーヤーを支えていこうという考え方」(松尾2021:5)と指摘する。プレーヤーズセンタードの考え方においては、アントラージュの存在が重要とされる。アントラージュとは、「競技環境を整備し、アスリートがパフォーマンスを最大限発揮できるように連携協力する関係者」(松尾2021:5)存在であり、具体的には指導者、トレーナー、ドクター、保護者等が挙げられる(図1)。

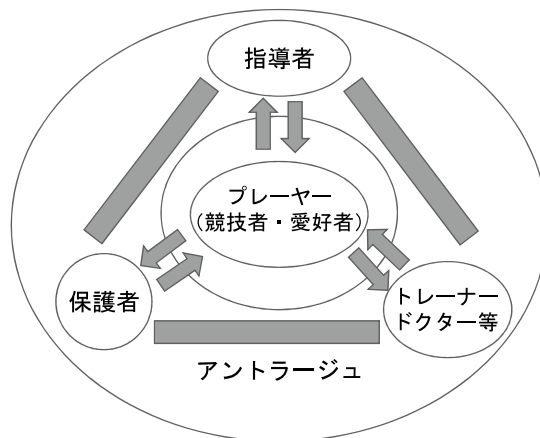


図1. プレーヤーズセンタード全体像(松尾2021より引用)

松尾(2021)のプレーヤーズセンタード全体像では、プレーヤーを中心としてアントラージュが周囲に位置し、さらにWell-being(良好・幸福な状態)を意識しながら、プレーヤーを支えようとしている。プレーヤーを中心としてそれぞれのアントラージュが相互の関わりをプレーヤーと有しているが、この相互の関係においてアントラージュがそれぞれのWell-being(良好・幸福な状態)を目指す中で思惑が一致しない状況が生起することも推測される。そこで次に松尾(2021)の図1を参考にしながら、運動部内における部員・指導者・保護者の関係について分析枠組を検討する。

2. 本研究における分析枠組の検討

本研究において運動部に対する保護者の関与について、「運動部に積極的に関与する保護者」、「指導者の立場を決める保護者」、「わが子主義へと陥る保護者」、「運動部をめぐる保護者間の行動」が導出された。以上の運動部に対する保護者の関与のあり方を踏まえた考察したのが図2である。

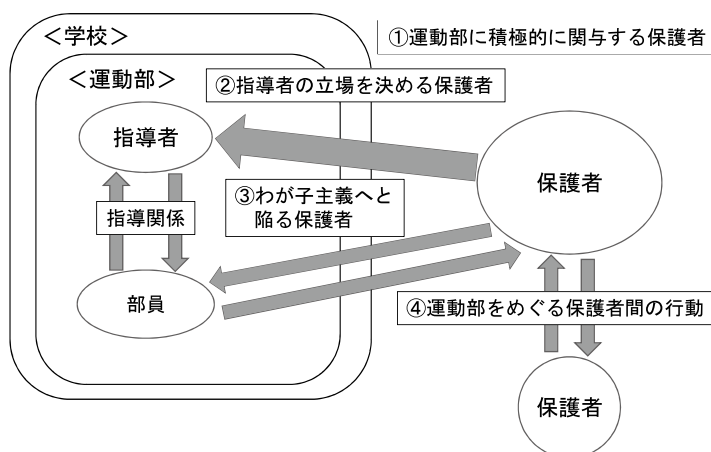


図2. 保護者の関与に着目した運動部における関係分析枠組

運動部における保護者は、学校外部に位置しながら、学校や運動部に対する優位な立場から運動部運営の重要なパートナー・共同体として、運動部に対して圧力と期待をかけながら積極的な関与を示している様相が示唆された。

運動部内部との関係に着目すると、まず指導者に対しては、保護者は運動部運営をサポートしながら様々な要求を指導者に行っていることが明らかとなった。要求に対する指導者の対応次第で保護者は指導者を辞めさせることも、指導体制を確立させる強力な擁護者ともなる様相が看取され、ここから「指導者の立場を決める保護者」という様相が推察された。

次に部員に対しては、保護者はわが子である部員が運動部内での得られる効果を楽しむように、また運動部内で活躍することができる立場となるよう積極的な関与をする様相が明らかとなった。運動部での「現役」世代におけるレギュラー争いへの関与ばかりでなく、運動部「引退」後も、スポーツ推薦入試等でわが子が有利になるよう働きかける保護者の様相も看取され、ここから「わが子主義へと陥る保護者」という様相が推察された。

最後に保護者間において、保護者は団結し運動部に対する主張をすることや、問題を起こした指導者を守ろうとするために署名を集めたりする行動を起こしている。ここから「運動部をめぐる保護者間の行動」という様相が推察された。

IV. 結語

1. 本研究の結論

本研究の目的は、運動部において重要な存在とされる部員の保護者に着目し、保護者と運動部との関係および、保護者による運動部への関与の様相について検討し、運動部における体罰発生に関する分析枠組を提示することであった。先行研究の内容について考察を行った結果、運動部に対する保護者の関与について、「運動部に積極的に関与する保護者」、「指導者の立場を決める保護者」、「わが子主義へと陥る保護者」、「運動部をめぐる保護者間の行動」が導出された。以上の要素を含んだ分析枠組を検討した結果、運動部の部員の保護者は、学校外部に位置しながらも運動部の体制、指導者、部員らに対して非常に強い影響をおよぼす存在であることが推察された。以上の要素は運動部における体罰発生に関与することが推察されるものもあり、保護者の意識・行動が運動部における体罰発生要因の一因となっている場合があることが推察された。

2. 本研究の限界と今後の展望

本研究は運動部における保護者に着目し、保護者と運動部との関係および、保護者による運動部への関与の様相について検討し、運動部における体罰発生に関する分析枠組を提示することであった。本研究において分析枠組の提示はできたものの、実際に調査を実施しているわけではないため運動部における保護者のあり方について実態を検討することができていないことは本研究の限界である。

運動部に対する保護者の関わりを検討するうえで、プレーヤーズセンタードについて言及した松尾（2021）は、アントラージュとしての「グッド保護者像」を以下のように提示している。

「スポーツを愛し、その意義と価値を自覚し、尊重できる人」

「プレーヤーの自立とパフォーマンスの向上、生涯にわたる人間的成長を支援するために、常に自身を振り返りながら学び続けることができる人」

「いかなる状況においても、前向きかつひた向きに取り組み、プレーヤーと共に成長することができる人」

「いかなる暴力やハラスメントも行使・容認せず、プレーヤーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接することができる人」

「プレーヤーが、社会の一員であることを自覚し、模範となる態度・行動をとれるように導き支援することができる人」

「プレーヤーやプレーヤーを支持する関係者（アントラージュ）が、お互いに感謝・尊敬し合い、かつ協力・協働・協調できる環境づくりに協力し、参画できる人」

（以上、松尾 2021：5）

本研究で提示した分析枠組に基づいた調査を実施し、「グッド保護者像」との比較考察を行う

ことで、運動部の活動に対する保護者の関与について実態を把握することが今後の課題である。

注

- (1) 中澤(2008)は、保護者の部活動に対する行為について、「学校の教育活動への直接的な要求と間接的な期待」を保護者による「要望」、「学校の教育活動の補助とそれへの参加」を「支援」と著している。

参考文献

- 安藤美華代(2018)「学校運動部活動指導者の心理的負担感と対処に関する検討」『岡山大学教師教育開発センター紀要』8, pp.45-57。
- 古川拓也・間野義之(2021)「中学校運動部活動の活動指針に対する保護者の態度に影響する要因：質的分析を用いた検討」『スポーツ産業学研究』31巻2号, pp.151-164。
- 浜田満(2016)『世界で通じる子供の育て方』徳間書店。
- 広田照幸(2004)『教育(思考のフロンティア)』岩波書店。
- 飯田研吾(2020)「限られた時間の練習で大丈夫? : 全国有数のバスケットボール強豪校の顧問に聞く」日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」起草委員会編『その指導、子どものため? おとなのため? ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」実践のヒント』明石書店。
- 伊藤雅充(2021)「『プレーヤーズファースト』と何が違う? プレーヤーズセンタードがめざすもの」『Sport Japan』56, pp.7-9。
- J-CAST ニュース(2013)「桜宮バスケット部顧問に『寛大な処分を』1100人嘆願書にネットで批判噴出」
<https://www.j-cast.com/2013/02/15165641.html?p=all> (最終確認: 2021年8月29日)
- 倉岡正英(2019)『週休2日でも強い部活にできる! 部活動顧問の仕事のルール』明治図書出版。
- 松尾哲矢(2021)「それは、まさに必然だったプレーヤーズセンタード推進の理由」『Sport Japan』56, pp.4-6。
- 南日本新聞(Online)「勝利のために親も黙認 高校スポーツの体罰、根絶されぬ理由厳しい指導なければ『やる気ない先生』のレッテル」(2021年8月26日付)
https://373news.com/_news/storyid/142595/ (最終確認: 2021年8月27日)
- 文部省(1998)『我が国の文教政策第1部第3章第2節3 運動部活動の充実』。
- 文部科学省(2013)『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について』。
- 文部科学省(2017)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』。
- 諸富祥彦(2013)『教室の資質』朝日新聞出版。
- 元永知宏(2019)『レギュラーになれない君へ』岩波書店。
- 元永知宏(2020)『野球と暴力』イースト・プレス。
- 村本宗太郎(2018)『学校運動部活動における体罰の発生要因に関する研究』立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科博士論文。
- 永井洋一(2013)『少年スポーツ グメな大人が子供をつぶす!』朝日新聞出版。
- 永井洋一(2004)『スポーツは『良い子』を育てるか』日本放送出版協会。

- 中谷茂一 (2021) 「プレーヤーズセンタードの視点を踏まえたスポーツ指導における『Well-Being』の実現」『Sport Japan』56, pp.18-20。
- 中須賀巧・阪田俊輔・田中輝海・杉山佳生 (2021) 「大学運動部活動における保護者による動機づけ雰囲気の認知、期待への行動結果に対する保護者の反応、競技不安の関係」『健康科学』43号, pp.95-104。
- 長澤岳大・松本奈緒 (2017) 「中学校運動部活動指導に関する外部指導者の信念・指導内容・関係性の研究—その1 秋田県内を対象としたアンケート調査から—」『秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門』72, pp.123-134。
- 長澤岳大・松本奈緒 (2017) 「中学校運動部活動指導に関する外部指導者の信念・指導内容・関係性の研究—その2 外部指導者に対するインタビュー調査から—」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』39号, pp.47-58。
- 中澤篤史 (2008) 「部活動の処遇における学校と保護者の相互行為—保護者の〈要望〉と〈支援〉に注目して—」『学校教育研究』23, pp.130-143。
- 中澤篤史 (2008) 「運動部活動改革への保護者のかかわりに関する社会学的考察：公立中学校サッカー部の事例研究」『スポーツ科学研究』5, pp.79-95。
- 中澤篤史 (2014) 『運動部活動の戦後と現在』青弓社。
- 成田泉・北村有香・水内豊和 (2018) 「運動部活動における部員の動機づけを高める要因」『富山大学人間発達科学部紀要』12巻2号, pp.55-62。
- 日本部活動指導研究協会 (2020) 『部活動指導・運営ハンドブック』大月書店。
- 日本体育協会・日本オリンピック委員会・日本障害者スポーツ協会・全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟 (2013) 『「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」について』
<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947> (最終確認：2021年8月29日)
- 猿橋善宏 (2020) 『部活はそんなに悪者なのか!?!』インプレス。
- 鳥沢優子 (2017) 『部活があぶない』講談社。
- 新保淳・高根信吾 (2009) 「体育教師・スポーツ指導者養成論序説：(1) 序論—『部活動における保護者からの支援獲得』のための歴史の変遷モデルを事例として」『静岡大学教育学部研究報告 (教科教育学篇)』41号, pp.237-250。
- 白井久明・片岡理恵子・高松政裕・宮田義晃 (2017) 『Q&A 学校部活動・体育活動の法律相談』日本加除出版。
- スポーツ庁 (2018) 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』。
- スポーツ庁 (2018) 『平成29年度運動部活動等に関する実態調査報告書』。
- 田尻賢誉 (2018) 『高校野球は親が9割』竹書房。
- 殿岡貴子 (2004) 「教育社会学における『地域』概念の再検討—『社会空間論』の視覚から—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』44, pp.141-148。
- 内田良・上地香杜・加藤一晃・野村駿・太田知彩 (2018) 『調査報告 学校の部活動と働き方改革 教師の意識と実態から考える』岩波書店。
- 矢高正 (2014) 「中学校吹奏楽部活動における外部指導者の活用についての考察—中学生、保護者、顧問教師への意識調査をもとに—」『群馬大学教育実践研究』31, pp.163-172。
- 山田ゆかり (2019) 『子どもとスポーツのイイ関係』大月書店。
- 雪丸武彦・石井拓児編著 (2020) 『教職員の多忙化と教育行政』福村出版。